



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所
- 支店 荒田八幡事務所



第263号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

混沌之宴

史上初の1年延期と無観客、57年ぶりの東京五輪の17日間は、“異形の宴”となって試練の中で終わりました。世界のメディアが『近代五輪100年以上の歴史で最も難しい運営だった』と報じました。日本は、8年前の開催決定から背負ってきた世界への責任を、かろうじて果たすことができました。開催直前まで新型コロナウイルス感染が急拡大していて、世論は70%が開催には反対で、巨大イベントの強行開催には多くの困難がともないました。

世界からの競技参加者には、バブル方式という感染対策がとられて、厳しい行動制限が課されました。東京都心には祭典の熱気は乏しく、経済効果や世界に日本文化を発信する機会も失われました。大会運営本部においても様々な不祥事が発覚して、担当者の交代も続出しました。国内の1日あたりの感染者数は、大会中に約3倍に急増して医療体制が逼迫して、開催に否定的な声は消えることはありませんでした。一方で、選手たちは困難な状況下でも底力を見せつけて、史上最多27個の金メダルと、銀14銅17とあわせて総数58個のメダルを獲得し、過去最多を上回りました。東京五輪を開催してよかったかの世論調査では63%が“良かった”と好評価に変わっていました。パラリンピック開催の反対も20%と減少していました。

メダルラッシュに沸いた五輪の熱気を受け継いで8月24日東京パラリンピックは開会式を迎えました。161の国、地域から史上最多の4500人の選手が参加、22競技539種目で行われ、日本選手団は全競技に過去最多の254選手が出場しました。開会式のコンセプトは『私たちには“翼”がある』（逆境にあっても勇気を出せば羽ばたける）という思いが込められていました。式典については、メッセージ性の強い内容と色彩豊かな演出で、国内外で高い評価が相次ぎました。『パラリンピックの父』グットマン医師は「失ったものを数えるな。残された機能を最大限に生かそう」との言葉を残し、これが大会の精神となりました。

再選を目指していた菅義偉首相(自民党総裁)は9月3日、自民党総裁選への不出馬を表明しました。コロナ感染拡大が続き内閣支持率が30%を割りかねないほど低迷する中、

目次

ごあいさつ “混沌之宴”	…1P
税務カレンダー	…2P
2021年9月の経理・税務チェックリスト	…3P
職員コラム 今月の担当:大野 賢史	…3P
会計・税務のQ&A!	
“インボイス制度について③”	…4・5・6P
第37回 KMCセミナーのご案内	…6P
新型コロナ 時短協力金・支援金関連情報	…7P
随想 “『Wonderful World』上川路 美恵野”	…8P

総裁選直前の幹事長交代、総裁選先送りなどの奇策に、党内では若手を中心に反発が噴出し、衆院選は戦えないと首相交代を求める声が出ていました。昨年9月発足の菅内閣は約1年で幕を閉じることになりました。全国でのコロナ感染拡大で入院できずに死に至る痛ましい事案が後を絶たず、医療崩壊は深刻な状況にあります。首相は、「感染拡大を防止するために専念したい」と不出馬の理由を語っていました。

夏の高校野球選手権大会は、鹿児島代表として樟南高校が5年ぶりに憧れの甲子園の土を踏みました。再三の好機を逸しての無念の初戦敗退となりましたが、“樟南”最員のファンからは、あたたかな拍手がおくられました。記録的な大雨が続いた今大会では、選手らのコロナ感染によって、宮崎商と東北学院が出場を辞退するという残念な大会になりました。雨とコロナという二重の災厄に苦しんだ大会でした。

コロナが急拡大して緊急事態宣言の中、今日も翔平と聡太の活躍にうっぷんを晴らしています。投げて8勝、打って本塁打42号、走って20盗塁が大リーガー大谷翔平の8月末の成績です。MVP(最高殊勲選手賞)は手中にしたといわれます。王位と棋聖の二冠は防衛、竜王と叡王に挑戦中の将棋界のプリンス藤井聡太は運があれば王将まで五冠はあるかの爆走中です。(令和3年9月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2021年9月

〈7月決算会社申告書提出〉

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	10/1	10/2

9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 10月決算法人 第3四半期分
 - 1月決算法人 第2四半期分
 - 4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

2021年10月

〈8月決算会社申告書提出〉

11月1日まで

- ・8月決算法人の確定申告
- ・2月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
 - 11月決算法人 第3四半期分
 - 2月決算法人 第2四半期分
 - 5月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告

10月11日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日まで

- ・特別農業所得者への
予定納税基準額等の通知

10月中において都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人の道府県民税および市町村民税の第3期分の納付





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

中間決算の検討

□ 3月決算の会社は、9月で期央になりますので、上期の実績から年度収支計画と進捗状況を検討し、年度計画達成に向けた取り組みを強化しましょう。中間期末から二か月後となる中間申告納付について資金繰り等を確認しておきましょう。中間申告による税額は原則として前年度の実績による予定税額ですが、仮決算により中間申告をすることも可能です。新型コロナウイルス感染症の影響などを考慮し、必要に応じた検討を進めましょう。

資金繰り計画の策定

□ 年末、年度末に向けて資金繰り計画を策定します。年末は歳末セールや賞与支給などもありますので、資金繰りに注意し、早めに検討・対策を行いましょ。また、取引先の売掛金回収の確認も行っておきましょう。

社会保険料定時決定結果の反映

□ 7月に提出された算定基礎届などに基づいて、9月からは新たに定時決定された標準報酬月額を使用することになります。従業員の給与からの社会保険料控除(翌月控除、当月控除)については各々の取扱いをご確認ください。

中間決算棚卸の実施

□ 実地棚卸は、一般的に決算期末に実施しますが、3月決算の企業が中間決算で棚卸を行う場合は、9月中に実施することになります。作業方法等は前もって担当者に指示し、効率よく進められるようにしましょう。

コロナ関連の協力金・支援金の申請

□ 協力金や支援金の種類によって、必要書類や申請締め切り日が異なりますので、検討を考えられている方は早めに相談またはホームページ等で確認をしましょう。 ※P7の「新型コロナ時短協力金・支援金関連情報」もご覧ください

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。

職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



テーマ：「土いじり」

今月の担当：経営支援部 大野 賢史

最近の日々は、花や草木の手入れをすることが日課となっており、土と親しんでいます。

植物について、詳しいどころか逆に無知な方ではありますが、自分なりに調べながら取り組んでいます。

すぐに成果ができるものでもなく、天候が影響したり、手を抜けばすぐに弱ってしまったりと、管理が時には大変ですが、手入れを続けていると、植物もそれに一生懸命に応えてくれているよう

で、日々の変化に一喜一憂しながら楽しんで

私にとって良い気分転換となっている「土いじり」。

最近はまだまだ暑い日が続いていますが、これからはだんだんと寒くなり、多くの植物は、休眠に入ったり、枯れたり、花盛り！とはいかないと思いますが、手入れに追われない時間も大事に、季節の移ろいを感じながら植物との触れ合いを続けていければと思います。

いつもの頃に咲くいつもの花が、今年も咲いてくれることを楽しみに、日常での「ほっこりできる時間」を目指して、まだまだ試行錯誤ではありますが、少しずつ・欲張らず、土いじりの時間を大切にしていきたいと考えています。



会計・税務のQ&A!



テーマ 『インボイス制度について③』

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度**が導入されます。消費税法において認められた請求書いわゆる**適格請求書(インボイス)**の保存が仕入税額控除の要件となるため、買手も仕入先の確認等、準備が必要となります。今回はインボイス制度導入において、買い手が留意しなければいけないことを中心に見ていきたいと思います。

参考資料:国税庁HP

おさらい

インボイス制度の概要



◆適格請求書(インボイス)とは?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「**区分記載請求書**」に「**登録番号**」、「**適用税率**」及び「**消費税額等**」の記載が追加された書類やデータをいいます。

<売手側>

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

<買手側>

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス※の保存等が必要となります。

※買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

Q. 仕入税額控除の要件は?

◆一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書などの請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

…課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から**7年間保存**する必要があります

◆免税事業者又は登録を受けていない課税事業者、消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。

…ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています

【免税事業者からの仕入税額控除のスケジュール(経過措置)】

期間	仕入税額控除の割合
2023年9月30日まで	控除割合:100%
2023年10月1日～2026年9月30日まで	控除割合: 80%
2026年10月1日～2029年9月30日まで	控除割合: 50%
2029年10月1日から	控除割合: 0%(完全廃止)



Q. 保存が必要となる請求書等の範囲は？

◆仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたものに限りです)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

電磁的記録の保存については「インボイスQ&A」(国税庁HP)をご覧ください

Q. 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合は？

◆適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引(①に該当するものを除きます。)
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者からの再生資源又は再生部品の購入
- ⑤ 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの商品の購入等
- ⑥ 適格請求書の交付義務が免除される郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限りです。) 
- ⑦ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当)

ただしこの場合、帳簿の記載事項に関し、通常必要な記載事項に加え、次の事項の記載が必要となります。

- 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨
例：①に該当する場合→「3万円未満の鉄道料金」
②に該当する場合→「入場券等」
- 仕入れの相手方の住所又は所在地(一定の者を除きます。)

Q. その他の現行(区分記載請求書等保存方式)との相違点は？

◆3万円未満の課税仕入れ(領収書等)も取引証憑の保存が必要

現行では「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつき、やむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められている規定になっていますが、インボイス制度導入後は、これらの規定は廃止されます。

◆適格請求書への追記禁止

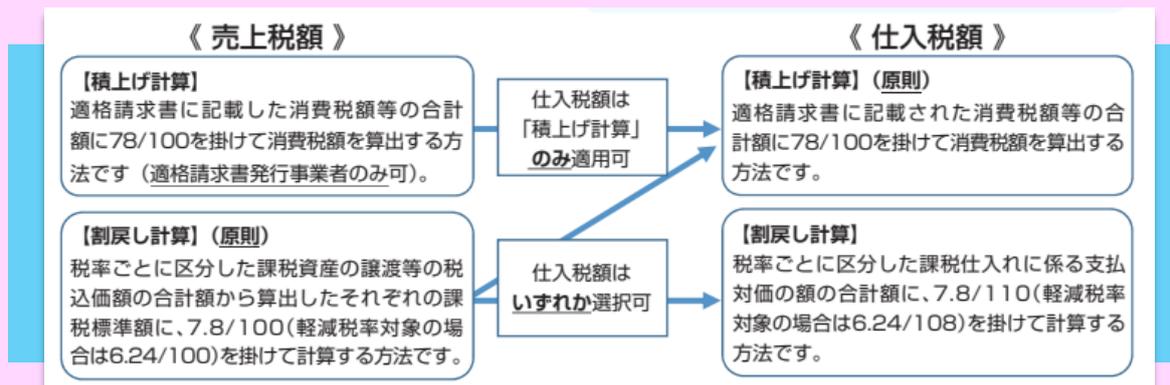
現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、インボイス制度導入後は、このような追記をすることはできません。

Q. 簡易課税制度を選択している場合は？

◆簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

Q. 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算方法は？

◆インボイス制度導入前の消費税額の計算方法としては1年間の総売上に対する消費税を算出することで税額を決める「割戻し計算」という計算方法のみが認められてきました。しかし、インボイス制度によって都度売上で発生した消費税の金額を足していくことによって税額を算出する「積上げ計算」を採用することも可能になりました。



※ 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。

※ 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

※ 詳細は国税庁HPにてご確認下さい



(有)上川路マネジメントセンター 主催

● 第37回 KMCセミナーのご案内 ●

※コロナウィルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信で開催します。

第1部 『 会計ソフトからみた社会福祉法人会計 』

第1部 講師：税理士法人 上川路会計 認定登録医業経営コンサルタント **藤田 信夫**

普通の会社と比較して難解だと言われる社会福祉法人の会計。その要因として、会計ソフトの特性と、会計基準の前提条件の食い違いがあります。行政や書籍、ネットコンテンツの説明では、会計ソフトの特徴を想定していないものも多いため、今回は会計ソフト側の視点から社会福祉法人会計の実務解説をします。

第2部 『 医療・介護におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進 』

第2部 講師：税理士法人 上川路会計 認定登録医業経営コンサルタント **有島 巧**

新型コロナウイルス感染症の流行により、人々の生活様式が変わる中、医療・介護の業務も「デジタル化」が求められています。人手不足による医療介護従事者の長時間労働・働き方改革に対応するためにもデジタル化による業務の効率化は必須と言えます。データやデジタル技術を活用し、業務や組織の変革に取り組む最新事例を紹介します。

■ 日 時 **令和3年10月19日 (火)**
第一部 14:00~14:45 第二部 14:50~15:35
 (13:45頃~接続可能になります。)

■ 開催方法 **ZOOM**にてライブ配信予定
 ■ 会 費 **無料**
 ■ お申込方法 別紙参照



※2部のうちどちらか一方のみの受講も可能です。

新型コロナ 時短協力金・支援金関連情報

鹿児島県では、令和3年8月20日(金)から9月12日(日)まで、「まん延防止等重点措置」が適用されています。対象区域は鹿児島市、霧島市、始良市ですが、期間中、県内全域で日中を含めた不要不急の外出自粛、外出する場合も回数の半減、少人数、混雑の回避、県外との不要不急の往来自粛が呼びかけられています。

これを受け、県から飲食店や大規模集客施設へ営業時間短縮等の要請がなされ、要請に応じ、要件を満たしている店舗等へは「新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」が給付されます。

また、政府は、4月以降実施の緊急事態措置やまん延防止等重点措置による「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により売上が50%以上減少した事業者を対象に「月次支援金」を給付しています。

飲食店への新型コロナウイルス感染症対策営業時短要請協力金(鹿児島県)

【協力金の対象】

- ・時短要請の時点(令和3年8月18日)で対象区域において営業続行中であり、食品衛生法の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設。(対象外の施設の詳細は、鹿児島県のHPにて確認してください)
- ・県の要請に応じ、令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)までの全ての期間、営業時間短縮に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない)。

【協力金の金額】

- ・今回の協力金は、店舗の事業規模や区域に応じて額が決まります。

【例】鹿児島市(措置区域)の中小企業・・・売上高に応じて1店舗当たり「72万円から240万円」
※1日当たりの協力金額(3~10万円) × 要請期間(24日間)

【申請受付】

- ①申請期間：令和3年9月13日(月曜日)~11月5日(金曜日)(※当日消印有効)
- ②申請書公開：令和3年9月13日(月曜日)13時(県HPへ掲載予定)
- ③申請窓口：〒892-8799鹿児島東郵便局留鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
- ④申請方法：「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送(※事業者毎に申請)

申請に必要な書類等は鹿児島県HPにてご確認ください

大規模集客施設への新型コロナウイルス感染症対策営業時短要請協力金(鹿児島県)

【協力金の対象】

- ・特措法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、20時以降も開業する1,000平方メートルを超える施設
- ・県の要請に応じ、令和3年8月20日(金曜日)から令和3年9月12日(日曜日)まで(計24日間)の全ての期間、営業時間短縮等に協力いただいた事業者(企業規模、個人・法人の形態を問わない) **詳しい内容は鹿児島県HPにてご確認ください**

月次支援金(経済産業省)

【協力金の対象】

- ①②を満たせば、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。
①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業、時短営業又は外出自粛等の影響を受けている事
- ②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%減少している事

【給付額】

・中小法人等 上限20万円/月 ・個人事業者等 上限10万円/月 を支給

2019年または2020年の基準月※1の売上 - 2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月

※2 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2021年の月間売上が2019年または2020年の同月比で50%以上減少していること

★注意★

地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う「協力金」の支給対象となっている事業者は給付対象外です

【申請受付】 ★申請には帳簿等必要になりますので、検討をお考えの方は、早めにご相談ください

8月分：2021年 9月1日~10月31日 9月分：2021年 10月1日~11月30日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

詳しい内容は経済産業省HPにてご確認ください



随想『Wonderful World』 上川路美恵野

残暑厳しい中ではありますが、9月、初秋です。鹿児島もまん延防止措置の対象となりました。困難な時期が長く続きますが、皆様と共に乗り越えていきたいと思っております。

その中で先月から東京オリンピックパラリンピックが開催されました。感染症対策の観点から開催の是非について疑問を感じていますが、パラリンピックをじっくりと見ることが出来たのは良かったと思っています。

「パラリンピック」という呼び名が出来たのは1964年の前回の東京大会でした。その当時は車椅子を利用する人のスポーツ競技大会だったため「パラプレジア（下半身まひ）」のパラとオリンピックを掛け合わせて通称としました。今ではオリンピックと並行して行われる「パラレル」のパラを意味しているとのことです。オリンピックと並行して行われていたとはいえ、今までは中継も少なく見る機会があまりなかったのですが、今回は注目度も高くして私も初めてパラ競技を見てその鍛え上げられ研ぎ澄まされた妙技に感銘を受けました。

一緒に見ていた子供は「手足が無かったり目が見えなかったりするのかわいそうな気がする」と言っていて、私は考えこんでしまいました。「かわいそうだから助けてあげたい」というのは思いやりの表れでその気持ちを大事に育てて欲しいですが、そこに「哀れみ」が混じってしまうと差別の萌芽となるのかもしれないと危惧します。

障害を持つ人は「保護すべき方である」という意識が自分の中に全くないわけではないのですが、健常者とされる中でも「他人と会話するのが苦手」とか「細かい丁寧な作業は下手」とか得意不得意がそれぞれあって補い合って暮らしています。障害のある方の場合は医療的な面も含めて何等かの手助けが必要なことは当然ですが、あまり気負わずお互いに良いところを認め合い共にあることが出来るようになるとう良いと思います。その可能性を「多様性と調和」がテーマの開会式で「Wonderful World」の歌声を聞きながら強く感じました。

なお、開会式のテーマは「We have wings 私たちには翼がある」でした。私は「小さな片翼の飛行機」が飛び立ったシーンに単純に感動したのですが、「飛行機だからって飛ばなくても良いよね」という感想もあると聞き、色々な見方があるな、と多様性を実感しました。

しかし「飛ばない」という選択も尊重したうえで誰かが「飛びたい」と願った時にその思いに向かって努力することのできる環境があるか否かは大きな違いです。

障害の有無だけでなく、性別や人種など多くの理由により行動を制限されることが残念ながら今でも多くあります。現在アフガンでは女性が多くの権利を制限される危機に直面しています。アフガンの女性パラアスリートの競技する姿に心から応援を送りつつ今後について憂慮しています。

誰でも持っている翼をどんな状況であろうと望みのままに広げることのできる社会の多様性の実現をパラリンピックを通じて国際的に考えるきっかけになればと願っています。



1964年 東京パラリンピックのパンフレット
(美家に57年間保管されていました！)

初風や姿勢正しき盲導犬

美恵野

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

■支店 荒田八幡事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田2-9-18
Tel 099-252-3950 FAX 099-252-3951

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

子どもたちは夏休みが終わり、新学期が始まりました。新型コロナウイルスの影響で分散登校になったり、運動会が延期になったりと、昨年に引き続きなかなか落ち着いた日々です。通常通りの学校生活が早く送れますように願うばかりです。

編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

